栃木信用金庫

投資信託および国債に関する規程等の改正のお知らせ

平素より格別のお引き立てをいただき、誠にありがとうございます。

さて、栃木信用金庫では、2020年4月1日「民法の一部を改正する法律 (民法改正)」施行に伴い、下記の通り投資信託および個人向け国債に関する 規程等を改正いたします。

なお、新規程および約款・規定は、改正前よりお取引いただいているお客さ まにも適用されます。

記

- 1. 改正となる規程
 - ①振替決済口座管理規程(振決国債)
 - ②投資信託受益権振替決済口座管理規程【間接口座管理機関用】
 - ③国債証券等の保護預り規程(国債証券等)
 - ④投資信託受益証券等の保護預り規程
- 2. 改訂となる約款
 - ①投信取引約款

- ③非課税口座約款
- ②特定口座約款(個人向け国債含む) ④自動けいぞく(累投)投信約款

- 3. 改訂となる規定
 - ①投信自動積立(定時定額購入取引)取扱規定
 - ②投信インターネットサービス取扱規定
 - ③電子交付サービス取扱規定
 - ④振替決済口座管理規定 (個人向け国債用)
- 4. 改正内容
 - 約款等の顧客請求時の開示義務の明文化
 - 約款等変更時の掲示義務の明文化
- 5. 改正日

2020年3月6日(金)

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

栃木信用金庫 営業推進部 投資信託担当

電話番号:0282-23-7114 受付時間:平日9:00~17:00